

地域医療支援病院業務報告書

令和 5 年 10 月 3 日

(申請先)
横浜市長殿

申請者 住 所 横浜市中区本町2丁目22番地

氏 名 地方独立行政法人神奈川県立病院機構
理事長 吉川 伸治

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話 045-651-1229

標記の件について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和4年度の業務に関して報告します。

1 開設者の住所及び氏名

住 所	横浜市中区本町2丁目22番地
氏 名	地方独立行政法人神奈川県立病院機構

(注)開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 病院名

フリガナ	カナガワケンリツジュンカンキコキュウキビョウセンター
病院名	神奈川県立循環器呼吸器病センター

3 所在地

〒236-0051 横浜市金沢区富岡東6丁目16番1号 電話：045-701-9581

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
0床	0床	60床	0床	179床	239床

5 施設の構造設備

施設名	施設概要
集中治療室	<p>(主な設備) ケール付電動ベッド、ICU患者監視装置、シーリングペンダントシステム、経皮的補助循環システム、体外式大動脈内バルーンポンピングシステム、血液浄化装置、体外式ペースメーカー、多機能心電計、気管支ビデオシステム、気管支ビデオスコープシステム、超音波画像診断装置、血圧監視装置、人工呼吸装置、除細動器、血液ガス分析・電解質測定装置、ポータブルX線撮影装置、滅菌物収納用ハイキャビネット、製氷機、薬用保冷庫 病床数 1 床</p>
化学療法室	<p>(主な設備) 生化学・免疫統合型分析装置、全自動血液凝固分析装置、全自動尿分析装置、血液ガス分析装置、蛍光酵素免疫測定装置、赤血球沈降速度測定装置、多項目自動血球分析装置、光学顕微鏡、検体保存用フリーザー、蒸留水製造装置</p>
細菌検査室	<p>(主な設備) 質量分析装置、薬剤感受性測定装置、抗酸菌培養器、血液培養器、遺伝子解析装置、炭酸ガス培養器、低温恒温器、電気ふ卵器、蛍光顕微鏡、薬用保冷庫、低温フリーザー、安全キャビネット、小型高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌機、遺伝子検査装置</p>
病理検査室	<p>(主な設備) アルコール廃液リサイクル処理装置、凍結切片作成装置、自動染色装置、自動免疫組織化学染色装置、標本自動封入装置、自動固定包埋装置、パラフィン包埋ブロック作成装置、マイクローム、標本撮影装置、デジタルカメラ、位相差顕微鏡、顕微鏡、ディスカッション顕微鏡、超低温フリーザー</p>
病理解剖室	<p>(主な設備) 解剖台、遺体用冷蔵庫、臓器撮影装置、臓器保管庫、器具保管庫、広光野照明灯、臓器秤、シャーカステン</p>
研究室	<p>(主な設備) 卓上デスク、テーブル、線画像観察モニター、プロジェクター装置、プロジェクタースクリーン、シャーカステン、ノート型PC、PC用プリンター、電子カルテ端末、電子カルテ用レーザプリンタ、ホワイトボード</p>
講義室	<p>室数 1 室 収容定員 100 人</p>
図書室	<p>室数 1 室 蔵所数 2,800 冊程度 雑誌 誌</p>

<p>救急用又は患者 搬送用自動車</p>	<p>(主な設備) ストレッチャーセット一式、車椅子固定装置、フロアマット エアバックシステム</p> <p>保有台数 1 台</p>
<p>医薬品情報管理室</p>	<p>床面積 13 m²</p>

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

1 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

承認要件	<input checked="" type="checkbox"/> 紹介率82%を上回っている	
	<input type="checkbox"/> 紹介率が65%を超え、かつ、逆紹介率が40%を超えること	
	<input type="checkbox"/> 紹介率が50%を超え、かつ、逆紹介率が70%を超えること	
紹介率 ※患者数は延べ人数	①／②－(③＋④＋⑤)	84.2%
	①紹介患者数	3,750人
	②初診患者数	4,992人
	③地域公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者の数(初診に限る)	162人
	④休日又は夜間に受診した救急患者の数(初診に限る)	377人
	⑤健康診断を目的とする受診により、治療の必要性を認めて治療を開始した患者の数(初診に限る)	0人
逆紹介率 ※患者数は延べ人数	⑦／②－(③＋④＋⑤)	112.3%
	⑦逆紹介患者数	5,000人

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急関患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

職種	人数	職種	人数	職種	人数
医師	41人	歯科医師	0人	看護師	38人
薬剤師	0人	臨床検査技師	0人	臨床工学技士	0人
診療放射線技師	0人	保健師	0人	看護補助者	0人

(注)非常勤医師等、常勤換算で記載すること。

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	6床
専用病床	0床

(注)一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
集中治療室	404㎡	ICU生体情報管理システム、経皮的補助循環システム、大動脈バルーンポンプ、血液成分分離装置、超音波診断装置	可 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
			可 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
			可 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
			可 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

4 備考

神奈川県救急告示病院として、令和2年11月17日から令和5年11月16日まで認定を受けている。

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。すでに、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績【(1)又は(2)のどちらかを選択し記入すること】

(1) 救急患者数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	860人
	(162人)
上記以外の救急患者の数	2,341人
	(1,073人)
合計	3,201人
	(1,235人)

※括弧内は、初診救急患者数

(2) 救急医療圏(2次医療圏)人口における救急搬送者数割合

A : 救急用又は患者輸送用自動車により搬送した救急患者の数	0人
B : 救急医療圏(2次医療圏)人口 [※]	3,768,363人
C : $A/B \times 1,000 > 2$	0

※2022年4月1日時点の人口

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

共同利用を行った医療機関の延べ数	43施設
そのうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数	43施設
医療機器共同利用件数	975件
共同利用病床数	0床
共同利用に係る病床の病床利用率	0%

2 共同利用の施設・設備等

医療機器							
コンピューター断層撮影装置(CT)	<input checked="" type="checkbox"/>	磁気共鳴コンピューター断層撮影装置(MRI)	<input checked="" type="checkbox"/>				
陽電子診断装置(PET-CT)	<input type="checkbox"/>	直接撮影用エックス線装置	<input checked="" type="checkbox"/>				
核医学診断装置(RI)	<input checked="" type="checkbox"/>	乳房撮影用エックス線装置	<input type="checkbox"/>				
診療用高エネルギー放射線発生装置	<input type="checkbox"/>	骨密度測定装置	<input type="checkbox"/>				
ホルター心電図装置	<input checked="" type="checkbox"/>	消化管内視鏡検査装置	<input type="checkbox"/>				
頸動脈超音波装置	<input checked="" type="checkbox"/>	心臓超音波装置	<input checked="" type="checkbox"/>				
下肢静脈超音波装置	<input checked="" type="checkbox"/>	その他()	<input type="checkbox"/>				
手術室	<input checked="" type="checkbox"/>	病床	<input checked="" type="checkbox"/>	図書室	<input checked="" type="checkbox"/>	会議室・講義堂	<input checked="" type="checkbox"/>

(注)当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器機又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

共同利用に関する規定の有無

有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
---------------------------------------	----------------------------

(注)共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

地域医療支援病院開設者との経営上の関係	有	1件
	無	242件

(注)当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

(注)承認要件－開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。

地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修内容(研修会等名称、研修内容、開催日、参加医療機関数)

地域連携医療従事者向けの勉強会、研修会 2022.7.2 慢性疾患臨床推論 <循環器・呼吸器> 慢性疾患の病態整理 フィジカルアセスメント 循環・呼吸管理と評価 2022.7.30 慢性疾患看護 <循環器・呼吸器> 心理的・社会的特徴慢性疾患のヘルスアセスメントセルフマネジメント支援 2022.9.10 看護理論 看護理論の概要 慢性疾患特有の臨床倫理 倫理的課題の支援 2022.10.8 意思決定支援・ACP 意思決定支援・ACPの概要 慢性疾患特有の意思決定支援 意思決定支援の実際 2022.11.19 緩和ケア 慢性疾患患者の終末期の特徴 緩和ケアに必要な看護 緩和ケアの実際 2022.12.10 認知症看護 慢性疾患を有する認知症者の特徴 療養生活維持に必要な支援 2022.11.5 間質性肺炎/肺線維症勉強会 第一部 間質性肺炎とCOVID19 Part2 間質性肺炎の合併症について 間質性肺炎の日常生活の過ごし方 間質性肺炎の最近の話題 covid19になったらどうするか 第二部 日常生活について コロナ禍でのリハビリテーションをどう行うか コロナ禍での食事をどう摂取するか 間質性肺炎の患者さんへの外科的介入 間質性肺炎の薬について 質問コーナー

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	7回
(2) (1)の研修参加者数	98人

(注1) 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注2) (2)には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

(1) 研修プログラムの有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
(2) 研修委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
(3) 研修指導者数	2人	

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講義室	247.10㎡	(主な設備) 3人用テーブル、椅子、天井式設プロジェクター装置、スクリーンなど自動調整装置、ホワイトボード、収納式スクリーン、講演用演台、コードレスマイク
中会議室	56.25㎡	(主な設備) 3人用テーブル、椅子、プロジェクター、収納式スクリーン、テレビ(ビデオ付)
小会議室1	27.20㎡	(主な設備) 3人用テーブル、椅子
小会議室3	36.54㎡	(主な設備) 3人用テーブル、椅子

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者(役職名)	所長	
管理担当者(役職名)	関係部署の所属長	
保管場所		
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	<ul style="list-style-type: none"> ○病院日誌 総務課 ○各課診療日誌 外来看護科長室 ○処方箋 薬剤科 ○エックス線写真 診療情報管理室 ○その他の諸記録 医事課 診療情報管理室 	
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域連携室
	救急医療の提供実績	医事課
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修実績	地域連携室
	閲覧実績	地域連携室
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績数を明らかにする帳簿	医事課

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者(役職名)		呼吸器内科部長兼地域連携室長	
閲覧担当者(役職名)		主査、地域連携室室員	
閲覧の求めに応じる場所		地域連携室	
前年度の総閲覧件数			0件
閲覧者別	当該病院に患者を紹介しようとする	医師	0件
		歯科医師	0件
	地方公共団体		0件
	その他		0件

委員会の開催の実績

委員会の回数	4回
委員会における議論の概要	
<p>○第1回(6月20日 書面開催) 議題 2021年度 地域医療支援事業報告 2021年度 研修会・講演活動 その他報告事項 ・オンラインセカンドオピニオンの開始 ・新型コロナウイルス感染症患者の中和抗体入院を開始 ・共同利用(CT)における医療被ばくについて、患者さんに事前説明と同意のお願いについて登録医療機関へ周知 ・禁煙外来の受入れ中止を周知(薬剤調達が困難なため) ・心臓ドック(MRIの撮影時の注意事項を周知) ・新型コロナウイルス感染症の院内クラスター発生および終息の周知(横浜市内、神奈川県内の医療機関、横浜市医師会)</p> <p>○第2回(10月12日 書面開催) 議題 2022年度 地域医療支援事業報告 2022年度 研修会・講演活動</p> <p>○第3回(12月13日 書面開催) 議題 2022年度 地域医療支援事業報告 2022年度 研修会・講演活動</p> <p>○第4回(3月3日 書面開催) 議題 2022年度 地域医療支援事業報告 2022年度 研修会・講演活動 その他報告事項 ・第32回公開医療講座「コロナ禍の間質性肺炎Part2」 ・地域連携室だより第7号の発行を周知</p>	

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口 <input type="checkbox"/> 患者サポート室 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/>
	「その他」記入欄 地域連携室 窓口
主として患者相談を行った者(対応者) (複数回答可)	看護師 ソーシャルワーカー
患者相談件数	2,686件

患者相談の概要

○医療相談

- ・在宅支援
 - 介護保険関係
 - 訪問看護関係
 - 往診医関係 など
- ・転院支援(ホスピス、療養型、介護保険施設 など)
- ・受診相談
- ・セカンドオピニオン など

○福祉相談

- ・心理的社会問題の解決調整
- ・経済的問題の解決調整
- ・退院支援
- ・受診・受療援助
- ・難病申請
- ・療養しながらの就労支援
- ・苦情

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類して記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類(任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
評価を行った機関名、評価を受けた時期	2010年1月に(財)日本医療機能評価機構が定める認定病院に認定(Ver.6.0)される。現在は任期満了	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
情報発信の方法、内容等の概要	<ol style="list-style-type: none">1. ホームページによる情報発信 オンラインセカンドオピニオンの開始 禁煙外来の受入れ中止 救急医療勉強会の開催報告 糖尿病教室の開催報告 など2. 医療機関向け広報誌・パンフレット等の企画制作及び地域医療連携<ul style="list-style-type: none">・診療案内の発行、外来診療担当表の発行・地域連携室だより(第7号)の発行3. 新聞雑誌等メディア掲載による情報発信<ul style="list-style-type: none">・県のたより・タウンニュース4. 病院研修会・公開講座・出張医療講座等の企画・開催<ul style="list-style-type: none">・救急医療勉強会・公開医療講座・間質性肺炎センター公開医療講座・糖尿病教室・横浜間質性肺炎研究会 以下、コロナの影響により中止 <ul style="list-style-type: none">・循環器疾患勉強会・呼吸器疾患勉強会・出張医療講座・喘息・COPD教室	

3 退院調整部門

退院調整部門の有無		有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
退院調整部門の概要	<p>人員体制は、室長補佐1名(看護師)、室員6名(看護師3名、MSW3名)</p> <p>退院支援・退院調整においては、地域連携室スタッフ担当者を全病棟に配置し、退院支援カンファレンスを行い、支援や調整が必要な患者を早期に把握するようしており、院内多職種と連携を図り、退院支援の充実に努めています。患者さんの病状やご家族を含めた生活について病気の発症に伴う精神的・経済的または社会的問題について不安や悩みを和らげ、患者さんの社会復帰・安心した療養生活が送れるよう、地域の保健・医療・社会サービス機関と連携しながら支援していきます。</p> <p>また、2017年4月より退院支援加算1を算定しており、入退院支援マニュアルの作成、退院支援フロー図にそって病棟スタッフをはじめ、各部門と連携し退院支援・退院調整に努めています。</p>		

4 地域連携を促進するための取組み

地域連携クリティカルパスの策定		有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
策定した地域連携クリティカルパスの種類、内容	<p>気管支喘息 慢性閉塞性肺疾患COPD</p>		
地域連携クリティカルパスを普及させるための取組	<p>連携医療機関に訪問し地域連携クリティカルパス使用の手順を説明し、地域連携クリティカルパス該当の患者等を確認の上、クリティカルパス連携をお願いしている。</p> <p>しかし、診療所の医師はクリティカルパス用紙への記載が負担があることなどから、クリティカルパス活用の承諾を得るのがむずかしい。</p>		

共同利用の取扱い要領

1 登録手続き

- (1) 共同利用の登録を行おうとする医療機関等は、「共同利用登録申請書」により申請するものとする。
- (2) 申請の際、医師の登録については医師免許証の写しを併せて提出するものとする。
- (3) 共同利用の可否は地域連携室長（以下「室長」という。）が行うものとする。
- (4) 室長は、共同利用を承認するときは、「共同利用登録機関名簿」にその医療機関等の名称、所在地、共同利用する医師の氏名等を登録するものとする。
- (5) 「共同利用登録機関名簿」に登録された医療機関等に対しては登録機関証を、医師に対しては登録医証を発行する。

2 登録医の一般的留意事項

登録医は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 患者に必要な投薬、検査、処置等の診療行為の指示は担当医（センター医師）を介して行うものとする。
- (2) 患者又は家族への説明は、担当医と協議して行うものとする。
- (3) 登録医が共同利用のために来院する場合は、あらかじめ地域連携室を通して担当医に連絡するものとする。
- (4) 登録医が共同利用のために来院したときは、地域連携室で受付し、持参した登録医証を着装するものとする。
- (5) 登録医は、センターの慣行、取決め等に従うものとする。

3 外来・入院診療及び手術への参加手続き

登録医は、前条で定める事項を厳守するほか、次の各項目に該当する場合に限り共同診療及び手術に参加することができる。

- (1) 登録医がセンターで共同診療及び手術に参加することについて患者が同意していること。
- (2) 登録医は、患者の病状に応じてセンターに来院し、患者の状況を把握すること。ただし、手術への参加はこの限りでない。
- (3) 登録医の診療時間は、原則として祝日、休日及び土曜を除く午前9時から午後5時までとすること。ただし、手術への参加は手術の時間内とすること。
- (4) 登録医は、常にセンターからの連絡等が受けられる手段を確保すること。

4 研究施設の利用手続き

- (1) 図書室の利用にあたっては、地域連携室で受付し、登録機関証又は登録医証を提示するものとする。
- (2) 図書室の利用時間は、祝日、休日及び土曜を除く午前9時から午後5時までとする。

5 登録内容の変更

- (1) 「共同利用登録機関名簿」に登録された登録医等を追加する等、その内容を変更しようとする登録機関は、「共同利用変更登録申請書」により行うものとする。
- (2) 変更申請がなされた場合の処理については、申請時の場合の処理に準じる。

6 登録機関証等の返還等

- (1) 登録の必要がなくなった医療機関等は、室長にその旨を申し出たうえ、登録機関証及び登録医証を返還しなければならない。
- (2) 登録医に医師としての品位を損する行為等が認められた場合は、室長はその登録を取り消すことができる。